

共同 Press Release

令和6年3月19日（火）

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 高野 浩二

地方障害者雇用担当官 大金 由幸

（電話）028-610-3557

（FAX）028-637-8609

令和6年3月19日（火）

【照会先】

栃木県産業労働観光部労働政策課

課長 山口 弘美

課長補佐 富田 秀昭

（電話）028-623-3224

（FAX）028-623-3225

報道関係者 各位

～～栃木労働局と、栃木県が連携して

障害者雇用にかかる支援を強化します～～

令和6年4月からの障害者の法定雇用率引上げに伴い、企業の障害者雇用が円滑に推進されるよう、栃木労働局と栃木県が連携して支援を強化します。

- ・令和6年4月 法定雇用率 2.3%から 2.5%への引き上げ
- ・令和7年4月 除外率設定業種 10ポイント引き下げ
- ・令和8年7月 法定雇用率 2.5%から 2.7%への引き上げ

支援のポイント

- ① 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主（愛称「もにす」）の認定企業の支援拡充について（令和6年4月から実施）
 - もにす認定企業等を対象として、厚生労働省による助成金「障害者雇用相談援助助成金」を創設
 - ・もにす認定企業等が、中小企業等に対して、障害者の雇用管理等に関する相談援助を実施した場合に助成金が支給されます。
 - 栃木県制度融資（重点政策推進融資）の融資対象者に、もにす認定企業を追加
 - ・中小企業等が障害者雇用を促進するための資金を借り入れる際、金利の優遇措置が受けられます。
- ② 障害者雇用促進に関して、県内経済団体（商工会議所等）を訪問し、県及び労働局・ハローワーク連名により要請します。

※1 栃木労働局・栃木県は、雇用対策協定を結び共同で障害者雇用対策に取り組んでいます。